

天白区区民まつり設営等業務委託 仕様書

1 件名

令和 8 年度天白区区民まつり設営等業務委託

2 趣旨

本業務は、天白区区民まつり「まつり天白 2026」の会場設営、企画及び運営を円滑に実施し、多様な来場者が安全かつ快適に参加できるイベントを実現することを目的とする。

3 天白区区民まつりの実施日及び時間

令和 8 年 12 月 5 日（土）10 時～14 時

4 業務履行場所

天白公園（天白区天白町大字島田字黒石）ほか

テント等の配置の詳細については、契約後、打ち合わせ時に提示する。

5 契約期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 11 日（金）まで

6 業務内容

本業務は以下に掲げるとおりとする。

会場設営及び撤去等

(1) 日時

- ・ 設営 令和 8 年 12 月 3 日（木）7 時～18 時
令和 8 年 12 月 4 日（金）7 時～12 時
- ・ 撤去 令和 8 年 12 月 5 日（土）まつり終了後～19 時
令和 8 年 12 月 6 日（日）8 時～16 時（仮設トイレ以外は撤収完了）
令和 8 年 12 月 7 日（月）し尿汲み取り（時間未定）

(2) 設営及び撤去内容

- ・ 別紙 1「天白区区民まつり器材等一覧」に基づき、会場全体において必要な資器材等の調達、運搬、設置、撤去を行うこと。
- ・ 資器材については、汚れ、破損等がなく、当日直ちに使用できるものとする。万が一、異常や故障等が発生した場合は、速やかに対処すること。

- ・テント等は突風にも耐えることができるものとし、ウェイト等により適切な転倒防止措置をとること。また、配線はプロテクターを用いて保護する等して、来場者や公園利用者に危険のないよう配慮すること。
- ・ステージについては、約 30 人程度が同時に使用し、ダンス等の演目を行っても支障のない十分な耐荷重及び安全性を有する構造とすること。
- ・作業が余裕を持って完了するような計画を立てるとともに、十分な作業人員を配置すること。
- ・12 月 3 日（木）夜～4 日（金）朝まで、夜間警備は行わないため、資器材等の取り扱いには注意すること（4 日（金）～5 日（土）は実行委員会で別途契約予定）。

(3) 設営及び撤去にあたっての注意事項

- ・公園の舗装部分以外、原則、車両の乗り入れは禁止する。ただし、クレーン車の乗り入れ等が必要な場合は、土木事務所と協議し、養生を行うなど、土地を損なわないよう配慮したうえで、乗り入れできるものとする。その場合は、土木事務所の指示に従うこと。
- ・会場内の施設物件、樹木等に損害を与えないようにすること。万が一損害を与えた場合は実費弁償、または現物を補償すること。
- ・資器材等の運搬のために乗り入れる車両の大きさについて、公園の通路幅及び通路の上部にはみ出した樹木があることから、4 トン程度までとする。
- ・天白公園の使用に関しては、管理者に対し、受託者が原状復帰して返還する必要がある、また多数の市民が利用する施設であることから、業務の遂行に際しては特に留意すること。

エ その他

- ・作業にあたっては、近隣住民等の生活に支障がないようにし、また参加者や公園利用者の安全に配慮すること。
- ・周辺道路は生活道路であるため、作業車両を滞留させないようにすること。

7 支払い方法

委託代金は業務完了後、適格な請求書の提出を受けた後、30 日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 当日（設営時も含む）は担当責任者を会場に常駐させ、常に連絡が取れる体制をとること。
- (2) 契約の履行に伴い、必要となる事項に関しては、天白区区民まつり実行委員会と協議すること。

9 検査確認

検査確認は、検査員の検査に加えて、会場が都市公園内であることから、公園管理者による原状回復検査の合格をもって、最終的に、検査員による検査合格とする。

10 不可抗力な事由による契約の解除

気象警報発令時などの荒天時、天災時または感染症の流行、国政選挙等の不可抗力な事由により、委託者が中止と判断したときは、契約を解除することができるが、その場合にあつては契約変更の手続きにより行うものとし、変更額の積算は次のように行う。

- (1) 11月25日までに中止の決定を受託者に伝えた場合は、事前に製作したものなど、受託者が事前準備に要した費用のみ負担するものとする。
- (2) 11月26日以降に中止の決定を受託者に伝えた場合は、委託者受託者双方協議のうえ負担する額について定める。

11 遵守事項

業務の履行にあたっては、別紙2「情報取扱注意項目」および別紙3「談合その他の不正行為に係る特約条項」を遵守すること。

12 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

令和8年度天白区区民まつり器材一覧

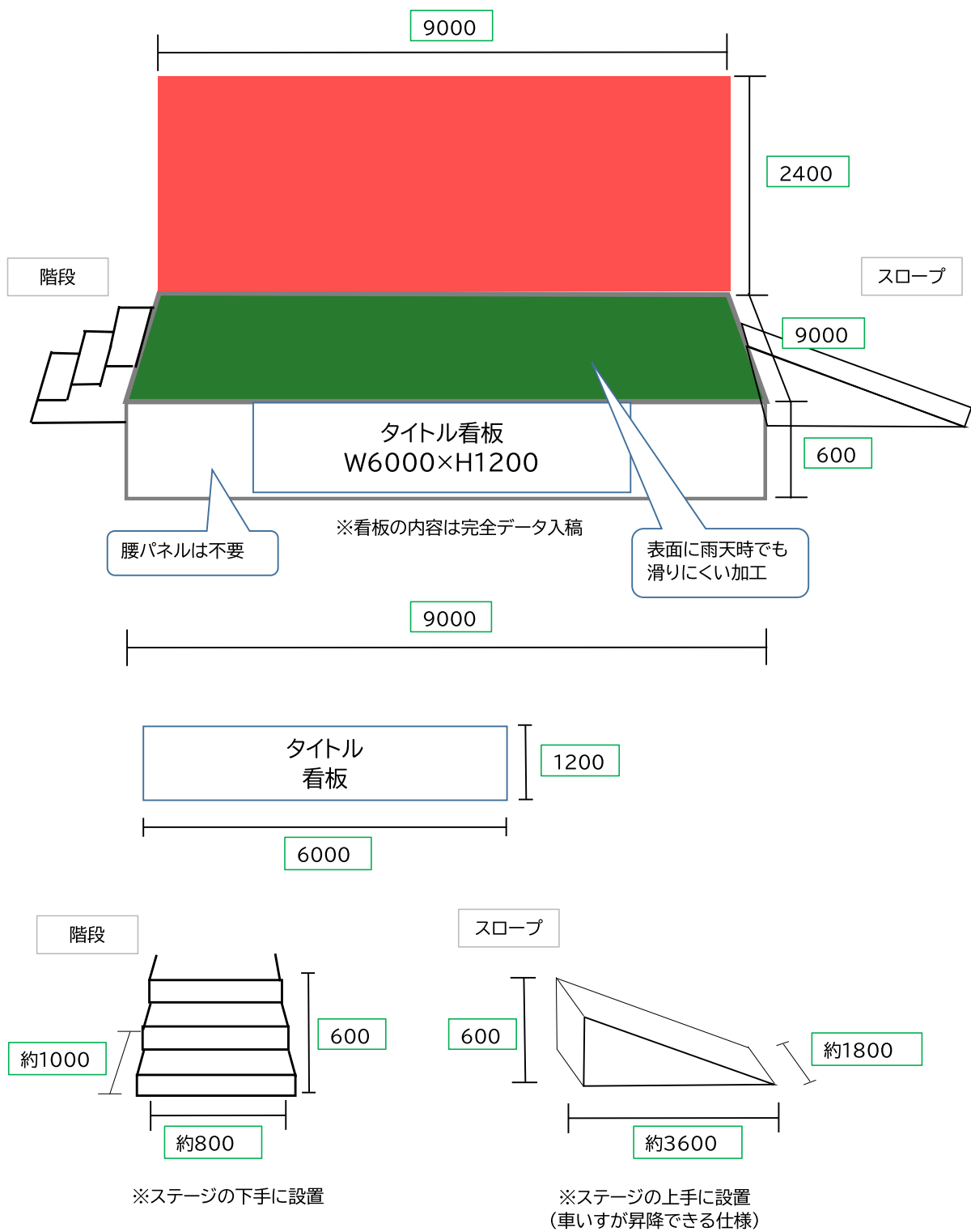
別紙 1

品 名 及 び 仕 様	数 量	備 考
テント 色付または白 2k×3k	14 張	ペグまたはウエイト等により確実に固定すること。
テント 色付 2k×3k	3 張	ペグまたはウエイト等により確実に固定すること。
テント 色付または白 1.5k×2k	69 張	ペグまたはウエイト等により確実に固定すること。
テント横幕 白	291 k	
仮設ステージ W9000×D9000×H600	1 式	別紙「ステージ仕様」参照
仮設ステージバック補強	1 式	使用人数及び使用状況を踏まえた強度を確保し、たわみや不安定が生じないよう適切に設営すること。
ステージバックパネル W9000×H2400	1 式	
仮設ステージ タイトル看板 W6000×H1200	1 枚	完全データ支給
ステージプログラム看板 W900×H1800	1 枚	自立式（完全データ支給）
ステージパンチカーペット敷設等	1 式	雨天時にも滑りにくい加工
仮設ステージスロープ W3600×D1800×H600	1 台	
仮設ステージステップ又は階段 W800×D1000×H600	1 台	
ベニヤテーブル W1800	73 本	
プラスチックテーブル W1800	195 本	
プラスチックテーブル W900	17 本	
折畳式パイプイス	24 脚	
丸イス	722 脚	
アルミベンチ	24 本	ステージ観覧席用
カラーコーン 重し込み	332 個	
コーンバー	193 本	
ポリベール 45 L	6 台	
すのこ	8 枚	
パイプベット マットレス付	1 台	
間仕切りスクリーン	1 台	
台車（手押し）	2 台	
消火器	15 個	
ガスコンロ	1 台	
鉄板	1 枚	

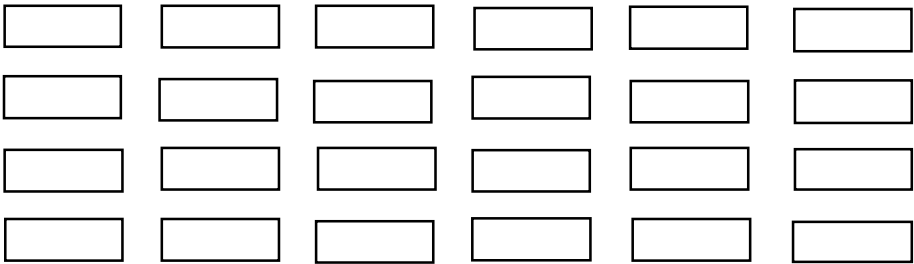
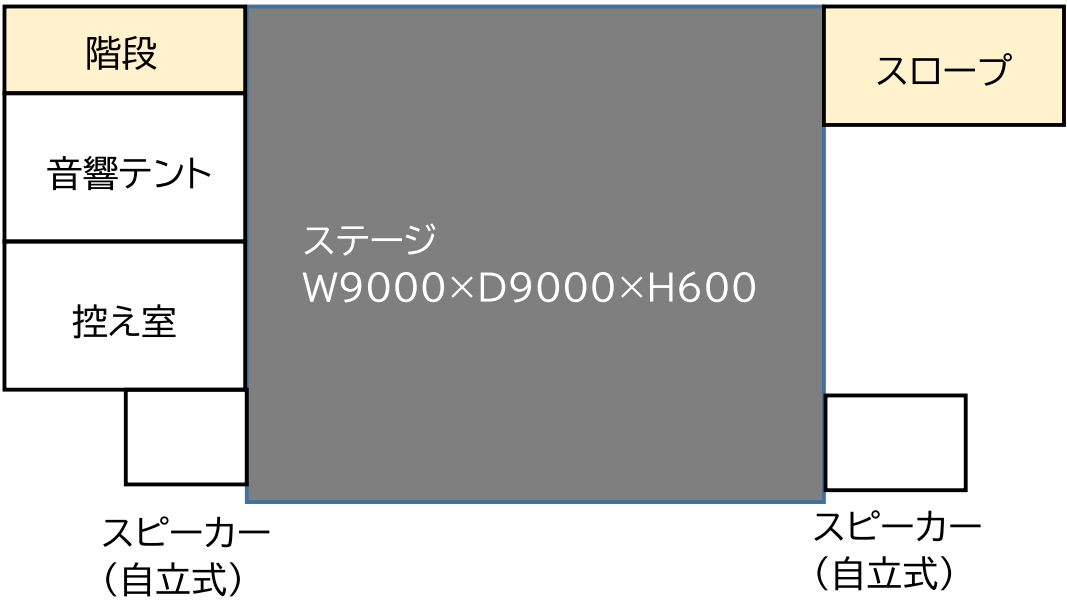
令和8年度天白区区民まつり器材一覧

給水タンク	18L以上	3	個	
仮設トイレ(洋式)	大小兼用	6	台	
仮設トイレ搬入・搬出費		1	式	
東屋幕立て部材		12	組	
駐車場線引き（A駐車場）	ロープ対応	1	式	2500×5500×20区画
駐車場線引き（B駐車場）	ロープ対応	1	式	2500×5500×65区画
会場案内看板	H1800×W1800	3	枚	自立式（完全データ支給）
会場掲示用看板	H1800×W1800 片面色付き	1	枚	自立式、タイトルロゴ応募作品掲示用
（雨天時）コンパネ		100	枚	
看板取付、撤去費 諸経費含		1	式	
配送費		1	式	
設営撤去費	本番スタッフ含	1	式	
諸経費		1	式	

天白区区民まつりステージ仕様①



天白区区民まつりステージ仕様②



客席(アルミベンチ) 6脚×4列

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）【約款の場合は推奨】

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

（特定個人情報に関する特則）

第13 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第 2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 受託者は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

（特定個人情報に関する特則）

第13 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第 2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十

分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 受託者は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

（電子情報の消去に関する特則）

第 14 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 名古屋市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

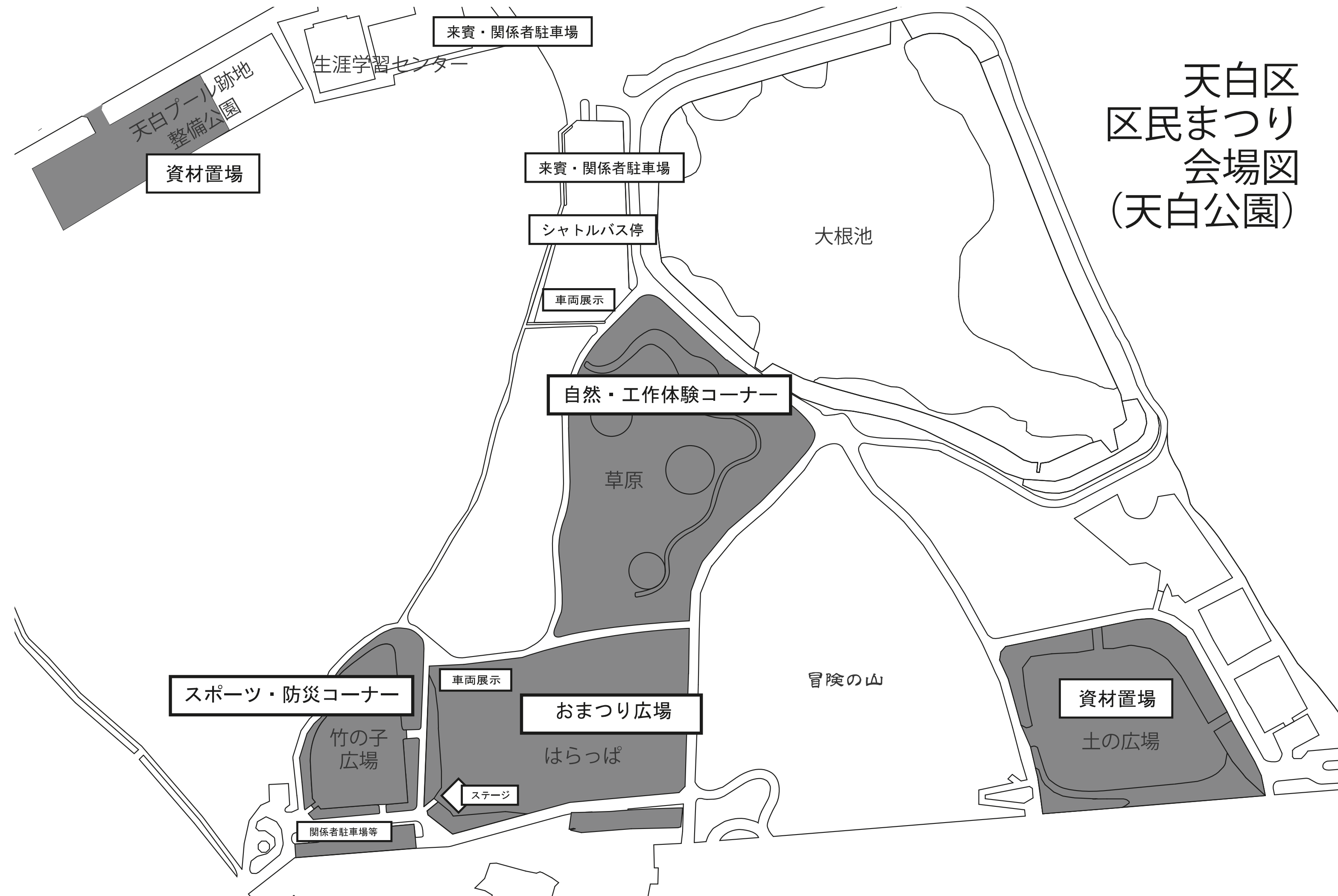
- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号。以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

天白区
区民まつり
会場図
(天白公園)



令和 8 年度天白区区民まつり業務委託にかかる想定スケジュール

時 期		事 項
(入札実施後)		事前調整及び搬入物品等 打ち合わせ ※必要であれば現地視察も実施
8 月中旬～9 月上旬		業務委託契約 締結
		(随時) 会場設営等 打ち合わせ 概ね 3～4 回
10 月上旬～11 月上旬		会場案内看板発注 ※11 月下旬までに完成
11 月下旬 (概ね 1 週間前)		テント等リース物品数量 確定
12 月	3 日 (木)	現地設営開始：履行開始
	4 日 (金)	午前中 設営及び物品等搬入完了
	5 日 (土)	まつり当日 撤収開始時刻：概ね午後 3 時 30 分以降
	6 日 (日)	撤収 (ごみ・仮設トイレ以外)
	7 日 (月)	撤収完了